下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合又は適格電気通信事業者が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、前項の規定にかかわらず、法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、補塡対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。

一　各適格電気通信事業者の補塡対象額に当該補塡対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ　限度割合を超えることとなる全ての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額

ロ　限度割合を超えることとなる全ての適格電気通信事業者について第二十七条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額

ハ　限度割合を超えないこととなる全ての接続電気通信事業者等について第二十七条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額

［ニ　略］

二　当該適格電気通信事業者（自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

［３・４　略］

（原価等の届出）

第六条　［略］

２　次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号及び第二号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条　法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～四　略］

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

第十条　支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

［一・二　略］

下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合又は適格電気通信事業者が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、前項の規定にかかわらず、法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、補てん対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。

一　各適格電気通信事業者の補てん対象額に当該補てん対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ　限度割合を超えることとなるすべての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額

ロ　限度割合を超えることとなるすべての適格電気通信事業者について第二十七条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者に係る額を合計した額

ハ　限度割合を超えないこととなるすべての接続電気通信事業者等について第二十七条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額

［ニ　同上］

二　当該適格電気通信事業者（自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては第二十七条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

［３・４　同上］

（原価等の届出）

第六条　［同上］

２　次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号及び第二号の届出をしようとするときは、別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条　法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

第十条　支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに、すべての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

［一・二　同上］